

大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定に基づき、大規模小売店舗に関し同法第5条第1項第6号に掲げる事項の変更をしようとする旨の届出があったので公告する。

令和元年6月28日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 大規模小売店舗の名称および所在地 コメリパワー栗東店 栗東市上鉤字西八反田128番ほか10筆、栗東市下鉤字栗林41番1ほか25筆
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称および住所ならびに法人にあつては、代表者の氏名 株式会社コメリ 新潟県新潟市南区清水4501番地1 代表取締役 捧雄一郎
- 3 変更しようとする事項
 - (1) 変更前
 - ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻および閉店時刻 7時から21時まで
 - イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯 6時30分から21時30分まで
 - (2) 変更後
 - ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻および閉店時刻 6時30分から21時30分まで
 - イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯 6時から22時まで
- 4 変更年月日 令和元年6月28日
- 5 変更の理由 営業計画変更のため
- 6 届出年月日 令和元年6月6日
- 7 届出書類の縦覧場所および縦覧期間
 - (1) 縦覧場所
滋賀県総合企画部県民活動生活課県民情報室 大津市京町四丁目1番1号
滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 大津市京町四丁目1番1号
草津市環境経済部商工観光労政課 草津市草津三丁目13番30号
守山市都市活性化局商工観光課 守山市吉身二丁目5番22号
栗東市環境経済部商工観光課 栗東市安養寺一丁目13番33号
 - (2) 縦覧期間 令和元年6月28日から令和元年10月28日まで
- 8 意見書の提出期限および提出先
 - (1) 提出期限 令和元年10月28日
 - (2) 提出先 滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号